



※本アラートは、英文アラートの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#) (英文) に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Global Investment and Innovation Incentives (Gi3) Alert

BOI 公表のタイ投資奨励の最新情報

はじめに

タイ投資委員会（以下「BOI」）はタイへの投資促進を目的として、複数の投資委員会布告を公表しました。タイ投資委員会は投資委員会布告 No.4/2564 を発行し、「デジタル技術」の活用による生産性向上を促進するための施策に基づき新たなカテゴリーの投資促進のための規定と条件を提示しています。さらに、投資額 10 億バーツ以上の大規模プロジェクトを対象とした特別投資奨励を行うため、投資委員会布告 No.5/2564 が公表されています。投資委員会布告 No.Sor. 2/2564 によると、タイ国最南端の地域及び経済特区（SEZ）に所在する適格プロジェクトを対象とした投資奨励を行うことを公表しました。BOI は、タイ証券取引所（SET）への上場、又は MAI（Market for Alternative Investment）市場への登録に十分な資格を有する企業に与えられる投資奨励に関する投資委員会布告 No.17/2564 が公表されました。なお、上記の各施策の要件は変更される可能性があります。最後に、BOI は電子システムである RMTS（Raw Material Tracking System）に関する新しい規定を公表しました。RMTS は、原材料の輸入関税の免除を受け、上記の優遇措置の享受を希望する者にとって主要なプラットフォームです。

税務メリットを享受できる者

大規模プロジェクト又は中小企業の別を問わず、新しい奨励プロジェクトへの投資に関心のある外国人投資家及び国内企業は、BOI が規定する投資額に応じて税務メリットを享受できます。加えて、現在 BOI が奨励しているプロジェクトのうち、法人所得税の免税措置が期限切れになるか、又は関税免除のための RMTS の使用を更新する必要があるプロジェクトを有する企業も、税務メリットを享受することができます。

投資奨励施策の主な内容

1. 生産性向上のための施策におけるデジタル技術

企業経営者のデジタル技術の活用を促進するため、BOI は現在推進中か否かにかかわらず、既存のプロジェクトの支援をしています。プロジェクトは、適格な活動に該当し、BOI が規定する条件を満たす必要があります。法人所得税（CIT）の減免措置の期限が切れた後でなければ申請できませんが、投資額は少なくとも 100 万バーツ（土地代と運転資金を除く）必要です。ただし、中小企業の場合は 50 万バーツと設定されています。なお、使用予定のデジタル技術を採用するための実施計画を BOI に提示しなければなりません。その内容は以下のとおりです。

- 少なくとも 3 つの機能を持つ統合された社内外のシステム間で情報を連携させることにより、生産性及びサービスの効率向上に資するリソース管理のために企業内のソフトウェア、プログラム、又は情報技術（IT）システムの使用
- 人工知能（AI）、機械学習（Machine Learning）、又はビッグデータを使ったデータ分析、又は
- 政府のシステムにリンクするソフトウェア、プログラム、IT システムの使用（例：全国電子決済（national e-payment））

投資奨励の種類と申請書の提出期限等は、以下のとおりです。

投資奨励の種類	<ul style="list-style-type: none">• 投資額の 50% を上限に 3 年間の法人税免除（土地の運転資金を除く）
申請期限	<ul style="list-style-type: none">• 投資奨励の申請は 2022 年の最終営業日まで可能 実施計画はプロモーション証明書発行日から 3 年以内に完了する必要あり
投資額又は支出額	<ul style="list-style-type: none">• ソフトウェア、プログラム、IT システムへの投資や費用は、起業家がタイ国内で開発し、関係当局の認証を受けたものであれば、その 100% を投資額としてカウント*• AI、機械学習、ビッグデータのための投資や経費は 100% を投資額としてカウント• タイ国内の開発者からクラウドサービスやデータセンターを借りて利用した場合の費用の 100% を投資額としてカウント• ソフトウェア、プログラム、IT システムへの投資額又は費用について起業家がタイで開発したが関係当局の認証を受けていない場合は、その投資または費用の 50% を投資額としてカウント• 海外の開発者からクラウドサービスやデータセンターを借りて利用する場合には、その費用の 50% を投資額としてカウント

*関連当局のリストは、BOI が準備中です。

2. 大規模プロジェクトへの投資を加速

対象となる産業への投資を促進するために、BOI は、A1、A2、A3 の税務恩典（一定期間の法人税免税を含む税務恩典）を受けた適格活動（恒久的な住所を持たないプロジェクト、南部の州又は経済特区に立地する条件のプロジェクト

を除く)で、合計 8 年を超えない範囲で法人税が免除される場合に、5 年間にわたり法人税をさらに 50%減免するという投資促進策を承認しました。この措置を受けるためには、投資奨励証明書の発行後 12 カ月以内に最低 10 億バーツの投資が必要です。投資奨励が承認されたプロジェクトは、投資奨励証明書の発行後 18 カ月以内に実際の投資を証明する書類を提出しなければならず、BOI の投資奨励の受付期間及び BOI 投資奨励証明書の発行日は延長されません。

投資奨励の種類	<ul style="list-style-type: none"> 法人税免税期間終了後、さらに 5 年間にわたり法人税を 50%減免
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> 投資奨励の申請は 2021 年 1 月 4 日から 12 月 30 日まで可能

3. 投資奨励活動の変更

BOI は、これまでの投資奨励条件を廃止し、経済特区、ナラティワート、パッタニー、ヤーラ、サトゥン、ソンクラ県の 4 つの指定地区（ジャナ、テファ、ナータウィ、サバヨイ）での投資奨励活動を対象としたことを公表しました。今回公布の対象となる投資奨励活動は、以下のとおりです。

- カテゴリー 2.17 公共事業のための建設資材及びプレストレスト・コンクリートの製造
- カテゴリー 6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品などのボディケア製品の製造
- カテゴリー 6.16 プラスチックパッケージなどの消費財用プラスチック製品の製造
- カテゴリー 6.17 紙箱などのパルプ又は紙の製造、及び
- カテゴリー 7.24 工業及び/又は倉庫工場のための建物開発

投資奨励の申請書の提出期限は、2022 年度の最終営業日までと規定されています。

4. SET 上場・MAI 登録する予定の会社への投資奨励策

BOI は、SET 及び MAI に登録される企業で、BOI が規定する要件を満たす企業に対し、投資奨励を正式に与えることを決定しました。その企業は適格活動に該当しなければならず、この措置を受けることで法人税が免除されることになります。

さらに、法人税の免税期間が終了していない既存の投資奨励措置を享受している会社もこの措置を申請することができます。これらの会社は、BOI への申請に先立ち、SET 又は MAI に登録しなければなりません。なお、この措置の発効前に SET 又は MAI に上場していた企業にはこの措置は適用されません。

投資奨励の種類	投資額に対する法人税の 100%免除
申請期限	投資奨励の申請は 2022 年の最終営業日まで可能

5. RMTS の新ガイドライン

BOI は RMTS を管理しており、現在は投資奨励プロジェクトに付与された原材料の輸入関税免税措置を報告、管理、取得するためのプラットフォームとなっています。

原材料の輸入関税免税措置を享受するためには、以下の規定に従う必要があります。

- 投資奨励されるプロジェクトは、BOI が指定するオンラインプラットフォームを介して、輸入関税権の利用申請書を提出しなければなりません。申請書には、処方と最大在庫、原材料の出荷、保証、原材料の海外輸出許可、輸入関税のための在庫の変更が含まれます。投資奨励を受けた事業者が輸入関税免除の権利を行使・移転する場合、すなわちシステムに登録された原材料を輸入する場合は、このプラットフォームを通じて報告しなければなりません。
- オンライン申請には、Transaction Act B.E. 2544 (A.D. 2001)、Personal Data Act B.E. 2562 (A.D. 2019)、Cyber Security Act B.E. 2562 (A.D. 2019)が適用されます。
- フォーミュラ及び最大在庫数量は、基準となるフォーミュラのタイトル、原材料の一次・二次名称、写真、製造工程などの裏付けとなる書類とともに、オンラインプラットフォームを通じて BOI に提供されなければなりません。

なお、このプラットフォームには、投資奨励を受けたプロジェクトの原材料の輸入関税の権利を管理・確保するためだけでなく他の機能にも利用することができます。

今後の対応

外国人投資家及び国内投資家の皆様には、BOI が投資奨励している非税務恩典及び／又は税務恩典を享受できる適格な活動があるかどうか、ご自身の事業及び投資を見直すことを強くお勧めします。Deloitte's Gi3 の専門家は、貴社のビジネスや投資計画が既存及び新規の投資奨励の対象となるかについてアドバイスすることが可能です。私たちは以下のようなサービスを提供することができます。

- 貴社のビジネス活動と投資をレビューし、BOI による投資奨励に関する適格性についてフィージビリティ・スタディを行う。BOI 申請書の準備
- BOI 当局との連絡やフォローアップを行い、BOI の承認を得るための申請サポート
- トレーニングを含むガイダンスの提供と内部 BOI 法令順守の確立
- RMTS の報告を含む新しいガイドラインや実務的な課題の対応

詳しい情報やサポートが必要な場合は、Deloitte Gi3 の専門家に遠慮なくお問い合わせください。

連絡先

- Thirapa Glinsukon, Partner, Business Tax | Global Investment and Innovation Incentives (Gi³)
Tel: +66 (0) 2034 0159
Email: tglinsukon@deloitte.com
- Nont Nijanantra, Manager, Global Investment and Innovation Incentives (Gi³)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext. 12967
Email: nnijanantra@deloitte.com

Get in touch



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word “Unsubscribe” in the subject line.